

平成21年6月12日
株式会社日本政策金融公庫**政府の「経済危機対策」に基づくセーフティネット貸付等の制度拡充について
～ 金利引き下げ等の実施により、中小・小規模企業等の皆さまへの資金繰り支援を一層強化 ～**

株式会社日本政策金融公庫（略称「日本公庫」）は、4月10日に決定された「経済危機対策」に基づく補正予算の成立により、中小・小規模企業及び農業者の皆さまへの資金繰り支援を一層強化するため、6月15日（月）から、「セーフティネット貸付」等の融資制度を以下のとおり拡充します。

融資制度の拡充内容（6月15日より実施）**■セーフティネット貸付の金利引き下げ等****（1）経営環境変化対応資金・金融環境変化対応資金**

①国民生活事業（小規模企業向け）

- ・「雇用の維持・拡大を図る」場合、適用される利率から0.1%引き下げ

②中小企業事業（中小企業向け）

- ・「雇用の維持・拡大を図る」場合、適用される利率から0.1%引き下げ
- ・運転資金について、上限金利（3%）の設定（※）
- ・劣後ローンの導入（経営環境変化対応資金のみ）

（※）中小企業事業では、信用リスク・貸付期間等に応じて所定の利率が適用されますが、このたび、金利水準に上限を設け、金利負担を軽減します。

（2）取引企業倒産対応資金（国民生活事業・中小企業事業）

- ・倒産対策利率（基準利率よりも最大で0.75%低い水準）の適用
- ・貸付期間を7年→8年に、据置期間を1年→3年に延長
- ・貸付対象要件の緩和及び資金用途の拡充

（3）第三者保証人等を不要とする融資（国民生活事業）

- ・セーフティネット貸付をご利用いただく場合、上乗せ利率（現行0.65%）を0.3%引き下げ（※）
- （※）国民生活事業では、信用リスクにかかわらず、貸付利率は一定ですが、無担保かつ第三者保証人を不要とする場合は、0.65%を上乗せしています。このたび、上乗せ利率を現行よりも0.3%引き下げました。

（4）農林漁業セーフティネット資金（農業者向け・農林水産事業）

- ・無利子制度を拡充。認定農業者等が経営の健全化を図るために必要な資金を無利子で融資。

■新創業融資制度（※1）（国民生活事業）

- ・上乗せ利率（現行1.65%）を0.45%引き下げ（※2）

（※1）新創業融資制度は、新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方に無担保・無保証人をご利用いただける制度です。

（※2）法人の代表者の方が保証人になる場合は、現行1.55%→1.10%（0.45%引き下げ）

■企業再生貸付（中小企業事業）

- ・上限金利（4%）の設定

（※）中小企業事業では、信用リスク・貸付期間等に応じて所定の利率が適用されますが、このたび、金利水準に上限を設け、金利負担を軽減します。

○セーフティネット貸付の概要（国民生活事業・中小企業事業）

		経営環境変化対応資金	金融環境変化対応資金	取引企業倒産対応資金	
融資対象者		社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少する等、業況が悪化している方 ※『生活対策』中小企業金融緊急特別相談窓口など、特別相談窓口の対象者に該当する場合も、ご利用が可能です。	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方や、国際的な金融不安や経済環境の変化を背景に、取引金融機関から借入残高の減少等の取扱いを受けている方	関連企業の倒産に伴い経営に困難を来している方	
資金使途		運転資金、設備資金		運転資金	
貸付限度額	国民生活事業	4,800万円	別枠 4,000万円	別枠 3,000万円	
	中小企業事業	7億2,000万円	別枠 3億円	別枠1億5,000万円	
貸付期間 (据置期間)		運転資金： 8年以内（3年以内） 設備資金： 15年以内（3年以内）		運転資金： 8年以内 （3年以内）	
利 率		基準利率 ただし、次に掲げる要件に該当する運転資金は、それぞれに定める利率が適用されます。 ①雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、「基準利率－0.1%」 ②最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している場合は、「基準利率－0.3%」 ③前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率－0.4%」 ※中小企業事業における基準利率の上限は3%（運転資金のみ）		基準利率 ただし、一定の要件を満たす場合は、倒産による影響度合いに応じ、「倒産対策利率A」または「倒産対策利率B」が適用されます。	
		※国民生活事業における「第三者保証人等を不要とする融資」の上乗せ利率（現行0.65%）を0.3%引き下げ			

※中小企業事業においては、別途劣後ローンも取り扱っています（経営環境変化対応資金のみ）。

○新創業融資制度（国民生活事業）

融資対象者	新たに事業を始める方や事業を開始して間もない方（事業開始後2期を終えていない方）
資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	1,000万円
貸付期間 (据置期間)	7年以内（1年以内）
利 率	基準利率＋1.20% ※法人の代表者の方が保証人になる場合は、基準利率＋1.10%

○企業再生貸付（中小企業事業）

<企業再建・事業承継支援資金>

融資対象者	企業の再建等に取り組む中小企業の方など
資金使途	運転資金、設備資金
貸付限度額	7億2,000万円 (うち運転資金4億8,000万円)
貸付期間 (据置期間)	運転資金： 10年以内（2年以内） 設備資金： 20年以内（2年以内）
利 率	基準利率、特別利率① ※中小企業事業における上限金利は4%（注）

（注）その他、事業再生支援資金も対象です。

（注）下線部分は、今般の制度拡充部分です。

○農林漁業セーフティネット資金（農林水産事業）

農林漁業セーフティネット資金	
融資対象者	<p>災害による被害、行政指導、社会的・経済的環境の変化など、本人の責めに帰さない事由により、経営の維持安定に資金が必要な農林漁業者の方。</p> <p>※当該資金のご利用には、各種の要件を満たす必要があります。詳しくは最寄りの日本公庫支店（農林水産事業）あてご相談ください。</p>
資金使途	経営の維持安定に必要な長期運転資金
貸付限度額	<p>300万円</p> <p>特認 年間経営費等の3/12以内（簿記記帳を行っており、特に必要と認められる場合）</p>
貸付期間（据置期間）	10年以内（3年以内）
利 率	<p>1.10～1.80%（平成21年5月27日現在）ただし、以下の制度を活用する場合は実質無利子（※）</p> <p>※利子助成を受けることでお客様の利子負担を引下げる（上限2.0%）措置です。</p> <p>（農業）</p> <p>①農山漁村振興緊急対策利子助成金等交付事業</p> <p>認定農業者等であって、省エネ・低コスト化に取り組んでいる又は取組もうとしていること。</p> <p>②農業経営維持安定支援緊急対策利子助成金交付事業</p> <p><u>認定農業者等であって、全国農業会議所等の経営診断を受診していること。</u></p> <p>（林業）</p> <p>農林漁業セーフティネット資金利子補給事業</p> <p>林業経営改善計画の認定を受けた者であって、省エネ・低コスト化に取り組んでいる又は取組もうとしていること。</p> <p>（漁業）</p> <p>漁業経営改善緊急対策事業（セーフティネット型）</p> <p>漁業経営改善計画又は漁業経営安定計画の認定を受けていること。</p>

（注）下線部分は、今般の制度拡充部分です。